

# 償却資産（固定資産税）のあらまし

固定資産税は、土地や家屋以外の事業用資産（償却資産）についても課税されることになっています。甲州市内に事業用資産（償却資産）を所有する法人または個人で事業を営んでいる方は、申告が必要です。

## 1 償却資産の申告について

### 申告していただく方

工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸付けなど、事業を行っている会社や個人の方は、地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 1 日（以下「賦課期日」）に所有する償却資産に関する所定の事項を、申告していただくことになっています。

申告いただく際には、次の点にご留意ください。

- 前年中に資産の増減がない場合でも、**必ず申告をお願いします。**
- 前年中に休業又は廃業された方で償却資産をお持ちでない方は、その旨を申告書の備考欄に記入して提出してください。

### 申告の対象とならないもの

- ア) 土地や家屋として、固定資産税が課されるもの
- イ) 自動車税や軽自動車税の課税対象であるもの
- ウ) 棚卸資産（商品、貯蔵品等）
- エ) 非減価償却資産（書画、骨董等で希少価値を有し、代替性がないもの）
- オ) 無形固定資産（電話加入権、特許権、ソフトウェア等）
- カ) 繰延資産（開業費、試験研究費等）

### 償却資産の評価方法

$$\text{税額} = \text{評価額(課税標準額)} \times \text{税率 } 1.4\%$$

評価額は以下の数式により求められ、減価残存率(A)及び(B)については耐用年数ごとに決まっています。

#### ・前年中に取得したもの

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times \text{減価残存率(A)}$$

#### ・前年前に取得したもの

$$\text{評価額} = \text{前年の評価額} \times \text{減価残存率(B)}$$

#### ・前年前に取得し、今年度新たに課税されるもの

$$\text{評価額} = \text{取得価格} \times \text{減価残存率(A)} \times \text{減価残存率(B)}^{n-1}$$

#### ・計算例（R8 年度課税として計算）

太陽光発電設備 R5.4 に 1,000 万円で取得 耐用年数 17 年

$$\text{評価額} = \text{取得価格} \times \text{(A)} \times \text{(B)} \times \text{(B)} \quad (\text{取得年から 3 年のため})$$

$$= 1,000 \text{ 万} \times 0.936 \times 0.873 \times 0.873$$

$$= 7,133,527$$

$$\text{税 額} = 7,133,527 \times 0.014 = 99,869 \text{ 円}$$

※ n = 取得年から申告年度の年数であり、例えば R5 年取得で

R8 年度申告の場合は n=3 であり、(B) を 2 回乗じる

## 償却資産の種類と具体例

資産の種類		品名等
1	構築物	路面舗装、門・塀、フェンス、花壇・緑化施設、屋上等の広告塔、側溝、ネット設備、工場緑化、独立キャノピー、街路灯
	建物附属設備	受変電・自家発電設備、蓄電池電源設備、屋外給排水・ガス引込み設備、そで看板、可動間仕切同 <small>＜簡易なもの＞</small> 、中央監視装置、独立した浄化槽・貯水槽等
2	機械装置	飲食店業用設備、家具又は装備品製造業用設備、デジタル印刷システム設備、総合工事業用設備、ガソリン又は液化石油ガススタンド設備、計量証明業用設備、クリーニング設備、自動車整備業用設備、機械式駐車設備、 <b>太陽光発電設備</b>
3	船舶	漁船モーターボート ※ただし、耐用年数は総トン数 20 トン未満の船舶
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー
5	車両運搬具	除雪作業車、構内運搬車、大型特殊自動車（ナンバーが 0、00～09、000～099 及び 9、90～99、900～999 の区分によるもの）に該当するフォークリフト、クレーン車※自動車税・軽自動車税の課税対象を除く
6	工具、器具及び備品	自動販売機、事務机・ロッカー・キャビネット、パソコン、コピー機、応接セット、テレビ、レジスター、冷蔵庫・洗濯機、立看板、金庫、冷暖房機器、理美容機器、衣しよ、楽器、書籍、消火器、切削工具、ロール、測定工具
		建築設備に附属する備品のうち、償却資産の申告対象となるもの 電話機・電話交換機、デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備、アンプ・スピーカー・マイクロホン <small>＜機器のみ＞</small> 、インターホン <small>＜機器のみ＞</small> 、ネオンサイン、電気時計 <small>＜機器のみ＞</small> 、陳列棚、カーテン、ブラインド

## 業務別の主な償却資産

業種	品名等
共通	路面舗装、門・塀、広告設備、受変電・自家発電設備、中央監視装置、屋外給排水ガス設備、そで看板、内装（テナントが施工したもの）、立看板、壁掛型ルームエアコン等
一般事業（事務所）	ロッカー、キャビネット、パソコン、コピー機、応接セット、金庫、LAN 設備等
不動産賃貸（アパート等）・駐車場	駐車場舗装（アスファルト）、擁壁、緑化施設等の外構工事、街路灯、避難用はしご、自転車置場、駐車場用機械設備、消火器、集合郵便受け、その他屋外の設備等
小売店・飲食店	レジスター、テレビ、カラオケ、冷蔵庫、ガスレンジ等の厨房用品、テーブル、イス、カウンター、自動販売機、陳列ケース・陳列棚等
理容・美容業	理美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、ドライヤー、テレビ、レジスター、サインポール、消毒殺菌機等
農業・畜産業	ビニールハウス、果樹棚、選別機、消毒機、コンベアー、冷蔵庫、農業用ドローン、コンバイン、トラクター（軽自動車税・自動車税の対象となるものを除く）等